

第1次大戦期における台湾銀行の中国資本輸出

須 永 徳 武

I はじめに

1895年の日清講和条約により台湾は日本に割譲された。戦前期日本の植民地支配の観点から見ると、台湾は対岸の福建省、広東省から華中地域へ、あるいは東南アジアへと支配を拡大するための戦略的拠点であった。台湾銀行は1899年に設立されるが、同行はその設立当初から二つの役割が課せられていた。一つは台湾における中央銀行として台湾の幣制整備や産業開発のための金融主体としての役割であり、二つには華南地域から東南アジア地域へと日本の帝国経済圏を拡張するための金融的主導性であった¹⁾。台湾銀行に内在したこうした二面性は、日本の東アジア支配における台湾統治の意義それ自体が胚胎した二面性の反映であった。台湾統治初期の植民地経営に当たった児玉源太郎や後藤新平にとって台湾統治と「対岸」経営はほぼ同義であり、台湾領有当初より福建および広東経済との有機的結合が企図されていた²⁾。当時の台湾籍民の大半は福建・広東両省からの移民により構成されており、そうした社会的同質性に規定され、製茶業や雑役業を中心とする季節的労働力移動や商品移動を通じて台湾と対岸地域は日本領有以前より緊密な結合関係にあった³⁾。

こうした地理的、民族的依存関係から自然発生的に形成されていた両地域間の社会的関係を営業基盤として、台湾銀行は対岸の福建省、広東省に集中的な支店進出を行った。これら台湾銀行の中国支店は外国為替業務や日系通貨の流通拡大を通して、こうした地域における商圏の確立と通貨支配権の確立を企図していた⁴⁾。台湾銀行の借款供与による資本輸出活動もまた対岸地域に対する金融的支配拡大のための重要な手段であった⁵⁾。地方政府を債務者とする政治

1) 「台湾銀行設立委員会ニ於ケル演説ノ要領 (明治30年)」『松方家文書』R 27 (008 009), 「台湾銀行法制定理由書」(大蔵省編『明治財政史』第14巻, 1937年), 835ページ。

2) 鶴見祐輔編『後藤新平』第2巻, 1937年, 413ページ。

3) 台湾總督府警察本署『台湾ト南支那トノ関係及現在ノ施設並将来ノ方針』, 発行年未詳。

4) 平智之「第1次大戦以前の対中国借款と投資主体」(国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出』多賀出版, 1986年), 21-24ページ。

5) 進出地域における再投資を通じて事業規模を拡大する企業進出も直接投資形態による資本輸出と見ることができる。銀行の対外活動も進出地域の預金吸収資金を貸し出し業務に連関させることで自律

借款は、地方政府への影響力行使のみならず地方政府財政メカニズムを通じて日系通貨（円銀）を正貨準備とした支払手形の市中流通拡大に有効に機能するからであった。台湾銀行が供与した中国借款総額のほぼ6割は、日本興業銀行および朝鮮銀行と共に特殊銀行シンジケートとして供与したいわゆる「西原借款」である。しかし、西原借款はその原資が日本政府により元利保証された政府保証興業債券の募債金であり、寺内内閣の中国政策と一体化した借款供与であった。その意味では、台湾銀行を含む特殊銀行シンジケートは寺内内閣による中国資本輸出政策の仲介機関に過ぎなかった。そのためシンジケート銀行団としての借款供与が台湾銀行の中国借款総額の過半を占めるとはいえ、これ自体は台湾銀行に固有な中国資本輸出活動の意図を直接的に示すものではなかった。その後、西原借款の大半は不良債権化し、その主要原資であった興業債券に対する利払い負担がシンジケート3銀行の経営悪化要因に転化する。このため1926年に台湾銀行を含むシンジケート3銀行は債務相当額の五分利付公債の交付を受け、結果として国家財政が肩代わりをする形でその債務処理が行なわれた⁶⁾。

本稿は台湾銀行が自己資金を用い単独で供与した中国借款の経緯について検討を加え、そうした資本輸出活動に内在した台湾銀行固有の投資目的や投資利益について検証して行く。これにより戦前期に日本が東アジア地域に展開した通貨・金融支配拡大構想の一端が明らかになるとされる。同時に国策的な金融機関として設立された台湾銀行が本来的に胚胎した背反性、すなわち国策遂行機関としての役割と営利事業体としての存在、この軋轢と同化の過程についても検討したい。

また、本稿は第1次大戦期の寺内内閣期と原内閣期を対象とする⁷⁾。表1に見られるように第1次大戦期は日本の対外金融構造が一時的ではあれ好転し、これを起因として日本の資本輸出額が大きく伸長する時期であった。大戦ブームによる巨額な正貨流入は、国内マネーサプライを急激に膨張させることで金融市場を緩慢化させ、急激なインフレーションを引き起こす可能性があった。そのため国内金融政策として金不胎化政策が採用されると同時に資本輸出を拡大することで金融市場調整が図られていった。この時期の中国に対する資本輸出活動の急増は一面でこうした日本本国における金融市場要因をプッシュ要因としていた⁸⁾。台湾銀行の自

的な資金循環構造の構築を図る。しかし、銀行による間接投資、すなわち借款供与の目的はむしろそうした構造自体を形成するための手段であった。したがって、借款形態による投資資金は本国からの資金フローであることが多い。その意味で、本稿では台湾銀行の借款供与を「資本輸出」概念で把握する。

6) 能地清「1920年代日本の対中国政策の一断面」(能地清遺稿・追悼集編集委員会編『日本帝国主義と対外財政』, 1985年), 52-53ページ。

7) 台湾銀行が初めて中国と借款交渉を行なうのは1900年であった。この交渉から第2次大隈内閣期までの台湾銀行の資本輸出に関しては、拙稿「台湾銀行の中国資本輸出活動」(『土地制度史学』第138号, 1993年)を参照。

8) 第1次大戦期の日本の対外金融構造と資本蓄積構造の変化については、拙稿「第1次大戦期日本の

表 - 1 第1次大戦期日本の国際収支

(単位：千円)

年	国際収支				正貨保有額	対払込資本金 利益額 (事業会社)
	貿易収支	貿易外収支	金	収支合計		
1914	21,474	11,235	18,916	13,793	341,119	15.2%
1915	173,429	4,639	16,387	194,455	516,082	18.2%
1916	384,924	160,769	78,618	145,537	714,444	31.2%
1917	573,042	79,749	23,6321	407,469	1,104,837	43.2%
1918	265,147	75,446	54	322,646	1,587,670	45.4%
1919	177,303	466,822	324,298	34,778	2,045,148	48.9%
1920	500,064	194,420	407,521	713,164	2,178,625	45.3%
1921	442,001	123,465	132,531	451,067	2,080,444	23.2%
1922	339,142	26,387	1,092	310,853	1,830,192	21.4%
1923	617,356	384,478	126	232,751	1,652,810	19.8%
1924	729,714	419,717	21	310,018	1,501,000	19.1%

出所) 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』1966年、日本銀行調査局編『昭和二年本邦経済統計』(『日本金融史資料』明治大正編22巻、1958年、『東洋経済新報経済年鑑』各年版、大蔵省「財政金融統計月報」第5号、1950年、より作成。

注) はマイナス。

己資金による中国借款もこの時期に件数および供与額でピークを示す。また、本稿では借款契約が結ばれなかった交渉過程についても資料的に確認できる範囲で論及する。これにより台湾銀行が借款供与を通じて何を獲得したかではなく、いかなる目的を追求したかがより明らかになると同時に、中国側は借款交渉の過程で何をどこまで譲歩しどこで抵抗をしたのかも見ることができると考えるからである⁹⁾。

対中国借款投資」(『日本植民地研究』龍溪書舎、第4号、1991年)、66-72ページ。

9) 中国借款供与の一般的なケースについて解説しておく。まず、借款事案は日本の在中國公使・領事と中国の中央政府あるいは地方政府高官との関係を通じて在中國公館に持ち込まれる。仲介の公使・領事は事案の概要を外務本省に通電すると共に銀行や商社など日本企業の現地支店に借款供与の打診を行なう。本国外務省では政務局を中心に中国の政治状況、列国借款団との関係、借款契約の担保・付帯利権などを検討し、必要があれば大蔵省他の関係機関に事案の詳細を回送し承認を求める。他方、在中國公館からの打診を受けた日本企業は独自の支店網を利用し情報収集を行い、それらにもとづき本店(台湾銀行の場合は主に東京支店頭取席)で対応を判断し外務本省との具体的協議に入る。この外務省を中心とする関係政府機関および企業との協議により借款事案の承認・不承認が最終的に決定される。この結果は外務大臣名で在中國公館に打電される。承認された場合、この打電内容が日本側の借款供与条件となり、あらためて中国側と借款交渉が再開される。交渉の結果、双方の条件が折り合った場合に借款契約が締結される。この交渉経過は領事などを通じて本国外務省に随時報告されている。契約締結に際して交渉仲介を行なった外交官は「見証人」として借款契約書に署名を行なう。借款を供与する日本側の意図は中国における何らかの利権獲得にあったことは間違いない。しかし、

II 寺内内閣期の中国借款

1 寺内内閣期以前の台湾銀行の中国借款

資本輸出主体としての台湾銀行の地位を表 2 で確認しておこう。第 1 次大戦期に日本の資本輸出は一つのピークを示すが、表 2 はこのピークが終息した 1923 年現在の対中国借款債権残高を投資主体別に集計したものである。債権残高から見た最大の投資主体は列国借款団の一員として日本の公式な資本輸出チャネルであった横浜正金銀行であり、その債権残高は約 1 億円で全体の 20.7% を占めた。この時点で台湾銀行の債権残高は約 5,400 万円、全体の 11.0% に該当する。資本輸出主体としては特殊銀行シンジケートを構成する日本興業銀行や朝鮮銀行、大蔵省預金部資金や臨時国庫証券収入金特別会計資金を供与した日本政府、あるいは東亜興業会社、中日実業会社などの投資会社と並んで、横浜正金銀行に次ぐ地位にあった。資金フローで見れば、台湾銀行は総額で 7,858 万円を借款として中国に資本輸出していた。しかし、その 6 割は特殊銀行シンジケートとして借款資金を仲介したもので、表 3 に示したようにその借款原資は大蔵省預金部資金や興業債券募債金など台湾銀行の自己資金ではなかった。台湾銀行の自己資金を用いた借款供与額は約 3,100 万円で、借款総額のほぼ 40% に該当する。但し、自己資金借款でも総額の 18.0% は東亜興業会社や中日実業会社など投資会社を仲介とした共同借款であった¹⁰⁾

表 - 2 債権者別中国借款総額 (1923年)

(単位：千円)	
債権者	借款額
大蔵省預金部	2,865
臨時国庫証券収入金特別会計	52,082
横浜正金銀行	100,990
台湾銀行	53,904
日本興業銀行	50,668
朝鮮銀行	48,317
南満洲鉄道会社	24,951
東洋拓殖会社	14,737
東亜興業会社	48,773
中日実業会社	36,870
三菱銀行	546
安田銀行	507
三井銀行	506
第一銀行	506
第百銀行	506
第三銀行	505
十五銀行	505
華南銀行	161
三井物産	18,900
大倉組	12,886
王子製紙	3,000
中国工商会社	2,292
川崎造船所	2,000
泰平組合	1,223
鉄嶺電灯局	983
安記公司 (安川系)	555
川北電気企業社	400
東亜通商	316
高田商会	200
日本電気	80
高木合名会社	80
古河鋳業	58
三菱合資会社	41
興亜公司	35
個人総計	6,774

出所) 大蔵省理財局「本邦対支借款債権者別」(『昭和財政史資料』R 257) より作成。

注) 個人債権者の内訳は、安川敬一郎 (4,460)、林熊祥 (2,000)、荒井泰治 (204)、木岡広 (110)。

直接的な利権獲得に至らなくても中国の中央・地方政府との関係強化を通じて予料的な利権確保を図ることが目的の場合も少なくない。中国側は税収や経済発展に不可欠な各種の權益を担保・付帯利権として借款と引き換えに失う。こうして獲得された借款資金も国民経済の発展や産業開発に寄与することなく、軍閥政権の軍事費や財政費、場合によっては私消されることも少なくなかった。

10) 投資会社の活動に関しては、坂本雅子「対中国投資機関の特質」(前掲『日本の資本輸出』)および拙稿「中国への資本輸出と借款投資会社の活動」(『経済集志』第60巻第4号、1991年)を参照。

表 - 3 台湾銀行の非自己資金共同借款

(単位：千円)

約定日	借款名称	借款供与 総額	台湾銀行 名義額	債務者	原 資
1917/09/28	第2次交通銀行借款	20,000	6,666	交通銀行	大蔵省預金部貸付金
1918/04/30	第1次有線電信借款	20,000	6,666	中華匯業銀行	第1回政府保証興業債券手取金
1918/06/18	吉会鉄道借款前貸金	10,000	3,300	中華民国政府	第1回政府保証興業債券手取金
1918/08/02	黒吉森林金鉱借款	30,000	10,000	中華匯業銀行	第1・2回政府保証興業債券手取金及び第44回興業債券手取金
1918/09/28	満蒙四鉄道借款前貸金	20,000	6,666	中華民国政府	第1・2回政府保証興業債券手取金及び第44回興業債券手取金
1918/09/28	済順高徐二鉄道借款前貸金	20,000	6,666	中華民国政府	第1・2回政府保証興業債券手取金及び第44回興業債券手取金
1918/09/28	参戦借款	20,000	6,666	中華民国政府	支那国庫証券政府売上金

出所) 鈴木武雄監修『西原借款資料研究』東京大学出版会, 1972年, 370-372ページ。「本邦ノ对中国借款表關係雑件」(外務省外交史料館所蔵; E. 1. 6. 0. J7) より作成。

表 - 4 台湾銀行の自己資金共同借款 (1916年10月 - 1922年3月)

(単位：千円)

約定日	借款名称	借款供与 総額	台湾銀行 名義額	債務者	仲介機関
1916/11/11	漢口造紙廠借款	2,917	1,250	中央政府	中日実業会社
1917/01/12	第1次交通銀行借款	5,000	1,500	交通銀行	特殊銀行シンジケート
1917/11/22	京畿水災救済借款	5,000	-	中央政府	中日実業会社
1918/05/16	第1次直隸省借款	1,000	330	直隸省政府	
1918/08/30	第2次山東省借款	3,500	1,160	山東省政府	中日実業会社
1918/11/18	交通部電話拡張借款	10,000	2,000	中央政府	中日実業会社
1918/11/23	第2次直隸省借款	1,500	500	直隸省政府	
1918/12/13	第1次京綏鐵路公司借款	3,000	150	京綏鐵路公司	東亜興業会社
1920/02/10	第2次有線電信借款	15,000	250	中央政府	東亜興業会社
1921/04/28	第2次京綏鐵路公司借款	3,000	165	京綏鐵路公司	東亜興業会社
1922/02/01	日華紡織公司借款	5,000	294	宝成紡織公司	東亜興業会社
1922/03/16	上海申新紡織公司借款	3,500	47	宝成紡織公司	東亜興業会社

出所) 『台湾銀行史』, 1964年, 321-337ページ, 「使途別对中国債権統計」・「個別債権説明」(国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出』多賀出版, 1986年)を基礎に, 台湾銀行「自己資金対支借款一覧表」で補正し作成。

表 - 5 台湾銀行の自己資金単独借款の動向

(単位：千円)

期 間	台湾銀行の中国借款		日本の中国借款		構成比	
	件数(a)	供与金額(b)	件数(c)	供与金額(d)	a/c	b/d
1904/00 - 1914/04	14	2,835	37	227,378	37.8%	1.3%
1914/05 - 1916/09	7	1,764	40	41,328	17.5%	4.3%
1916/10 - 1918/09	12	8,155	97	271,186	12.4%	3.0%
1918/10 - 1921/11	15	3,675	121	173,642	7.8%	2.1%

出所) 国家資本輸出研究会編 『日本の資本輸出』多賀出版, 1986年, 「使途別对中国債権統計」を基礎に外交史料で修正。
注) 為替換算率は, 中国元 = 広東毫子 = 1円, 中国両 = 1.5円, 米ドル = 2円, 英ポンド = 10円

その概要は表 4 に示した。これらの自己資金共同借款は台湾銀行が自己資金を拠出しているとは言え、台湾銀行に固有の投資意図が反映されたものではなかった。

そこで台湾銀行が固有の投資目的を有して資金供与したと考えられる自己資金による単独借款について見てみよう。表 5 はその動向を時期別に集計したものである。これによれば台湾銀行の中国への借款投資活動のピークが第 1 次大戦期、特に寺内内閣の時期 (1916年10月 1918年9月) であったことが分かる。この時期は台湾銀行に限らず日本の対中国資本輸出活動が積極的に展開された時期であった。これが基本的には大戦ブームにより日本の対外金融状況が一時的に好転したことに起因することはすでに確認した。以下で本稿が検討の対象外とする日露戦後期から第 1 次大戦初期に該当する第 2 次大隈内閣期までの台湾銀行の中国借款について簡単に概括しておく。表 6 は借款契約を確認し得た限りで、この時期に台湾銀行が単独で自己資金を供与した中国借款の概況である¹¹⁾。日露戦争の講和直後である1906年1月に台湾銀行は初めての借款契約を福建省布政使を債務者として締結した。これ以降1916年9月の江西省財政庁および中国銀行南昌支店を債務者とした借款契約まで、18件で邦貨換算総額約420万円の借款供与を行った。その特徴は表 6 から明らかなように際立った地域性と政治性であった。投資地域は広東省と福建省に偏在し、借款使途もその9割が政治借款であった。時期的には清朝政府期が件数および金額とも大きく、明らかにこれらは広東省および福建省政府との関係強化を目的にしたものであった。しかし、その後の民国初期にはむしろ低調となる。辛亥革命以降の中国政治状況の流動化と第 2 次大隈内閣の中国政策に起因した投資環境の悪化および台湾銀行自体の投資意欲の減退がその背景にあった。台湾銀行が広東・福建省に集中的に政治借款を供与した目的は、地方政府財政に介入し、日系通貨である円銀および発行支払手形 (銀票) の流通を拡大することで、華南地域に通貨支配権を構築する点にあった。これらの借款には福

11) 本稿は台湾銀行の中国借款を資本輸出の観点から検証することを目的としている。したがって単なる貸越契約、旧債の利払い借款、旧債の繰り延べ再契約などを除外し、原則的に借款契約を締結した新規借款のみを検討対象としている。

表 - 6 台湾銀行の自己資金単独借款 (1906/00 - 1916/09)

約定日	借款名称	借款供与額	利率(%)	期限	債務者	種別	地域
1906/01/07	第1次福建布政使借款	¥100,000	10.8	1年	福建布政使	政治	福建省
1907/02/04	第2次福建布政使借款	¥100,000	10.8	1年	福建布政使	政治	福建省
1908/01/19	第3次福建布政使借款	¥100,000	10.8	1年	福建布政使	政治	福建省
1908/11/17	福建造幣局借款	¥100,000	10.8	1年	造幣局總弁	政治	福建省
1909/01/14	第4次福建布政使借款	¥100,000	10.8	1年	福建布政使	政治	福建省
1910/02/08	第5次福建布政使借款	¥100,000	10.8	1年	福建布政使	政治	福建省
1910/08/16	第6次福建布政使借款	L 30,000	9.0	1年	福建布政使	政治	福建省
1911/06/09	第1次広東布政使借款	¥600,000	6.0	2年	広東布政使	政治	広東省
1911/06/24	第2次広東布政使借款	¥1,000,000	6.0	3年	広東布政使	政治	広東省
1911/06/30	第7次福建布政使借款	¥150,000	9.6	1年	福建布政使	政治	福建省
1911/11/04	広東官銀錢局借款	G 200,000	-	1ヶ月	広東官銀錢局	金融	広東省
1912/10/14	汕頭開明電灯公司借款	Y 40,000	市場連動	3ヶ月	汕頭開明電灯公司	電力	広東省
1913/01/18	江北護軍使借款	Y 100,000	9.6	3ヶ月	江北護軍使	軍事	江蘇省
1913/01/26	汕頭自來水公司借款	Y 100,000	16.2	3ヶ月	汕頭自來水公司	実業	広東省
1915/07/23	広東巡按使借款	G 400,000	9.6	6ヶ月	広東巡按使	政治	広東省
1915/12/31	広東水災借款	¥600,000	9.6	1年	広東財政庁	政治	広東省
1916/08/12	第1次両広都司令借款	¥200,000	8.5	2ヶ月	両広都司令	政治	広東省
1916/09/25	江西財政庁・南昌中国銀行借款	Y 200,000	9.0	5ヶ月	江西財政庁・中国銀行	政治	江西省

出所) 『対支借款關係雜件』各省之部(外務省外交史料館蔵)より作成。

注1) 貨幣単位は¥(日本円), L(中国兩), G(広東毫子), Y(中国元)。

注2) 為替換算率は表-5の注記と同じ。

建不割譲という「特殊權益」地域を拠点として東南アジアへと円貨決済経済圏の拡張を図る国策が濃厚に投影していた。台湾銀行はこうした国策と同化しながら自己資金を借款供与することで銀行資本として固有の利益を同時に追求する資本輸出活動を展開した。しかし、辛亥革命による清朝政府の崩壊は、台湾銀行のこうした基本戦略の基盤と同時にこれまでの投資債権が喪失したことを意味した。円銀および銀票の地方政府財政支出を通じて市中流通を拡大し、華南地域に日系通貨による金融経済圏の構築を企図した台湾銀行の戦略的行き詰まりでもあった。そもそもこの戦略は信用創造と預金吸収による自律的資金循環メカニズムの確立を目指すものであったが、その実現には地方政府を取り込むための借款供与が前提となっていた。しかし、その借款資金の調達手段と位置付けられた円銀は十分に流通性を獲得し得ず、むしろ円銀流通性の拡大自体が地方政府財政に関与するための借款供与に依存するという矛盾を露呈させた。

表 - 7 廈門・福州・汕頭の対外貿易

(単位：海関両)

相手国	廈門 (1916年)		福州 (1916年)		汕頭 (1917年)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
香港	569	4,328	1,767	3,568	2,477	9,855
日本	291	1,931	766	1,274	198	2,079
海峽植民地	1,046	260	-	59	3,741	245
蘭領東インド	664	673	-	-	89	134
インド	98	658	44	-	25	12
アメリカ	-	610	513	810	5	682
フィリピン	108	62	-	-	-	-
仏領インドシナ	-	33	-	-	932	281
シャム	-	-	-	-	2,255	302
イギリス	-	5	816	13	-	7
豪州	-	-	54	-	-	-
フランス	-	-	258	-	-	-
その他	-	-	1,982	15	-	-

出所) 台湾銀行調査課「南支那経済事情、福建省ノ部、1918年、広東省ノ部、1918年より作成。

地方政府コネクションの喪失や反日運動の激化など投資環境が悪化するなかで、台湾銀行は民国初期には借款投資とリンケージを欠いた円銀・銀票流布戦略を展開する。さらに第2次大隈内閣期には中国借款業務からの撤退を実質的に意味する「日支銀行」構想に戦略転換することになる。これが辛亥革命以降に台湾銀行の中国借款投資が低迷した背景であった。しかし、華南地域の流通機構を日系通貨により直接的に掌握することが困難であったが故に借款供与を通じた地方政府財政機構の利用がそもそも意図されていたのである。この点からすれば、こうした台湾銀行の「安価」な戦略が成功する余地は当初から存在していなかった¹²⁾。

2 寺内内閣期の中国借款

ここでは寺内内閣期、すなわち第1次大戦期の1916年10月から1918年9月までの間に台湾銀行が自己資金を単独で供与した中国借款について検討する。21か条要求に象徴的に示される第2次大隈内閣期の対中国政策は寺内内閣により軌道修正され、強硬な内政干渉主義的政策は「日支提携」の名の下に経済的進出政策へと転換された。寺内内閣期に勝田主計蔵相を中心に資本輸出を軸とする経済進出政策へと転換された背景には、日本の対外金融構造の変化が大き

12) この詳細に関しては、前掲「台湾銀行の中国資本輸出活動」を参照。

表 - 8 台湾銀行中国支店の一覧払手形発行高

(単位：千円)

年	厦門	福州	汕頭	上海	九江	漢口
1914	2,732	7,803	3,553	-	79	-
1915	2,458	11,334	2,932	5	87	90
1916	2,371	11,484	3,163	1,603	201	649
1917	3,084	8,222	3,931	6,346	183	788
1918	5,643	1,933	4,396	6,690	252	4,523
1919	3,202	890	2,936	3,647	817	12,702
1920	166	53	2,437	4,679	701	9,167
1921	-	-	-	-	-	-
1922	43	277	792	8	130	5,123
1923	27	438	851	7	63	3,230
1924	14	86	633	5	1	7
1925	11	5	306	5	-	5
1926	10	1	-	5	11	4

出所) 『明治大正財政史』第16巻, 1957年より作成。

な要因としてあった。国際収支の急激な好転は大幅な正貨の流入と蓄積を生じさせたが、それが他面で「為替資金の疎通を害する」と同時に兌換券増発によるインフレ懸念を生み出していた¹³⁾。このため大戦ブームに乗じて膨張した国内経済調整のための対外金融処理が必要であった¹⁴⁾。大戦以前の旧外債の償還、連合国の発行債券の引き受け、中国借款供与など、この時期の資本輸出活動はこうした対外金融処理の一環でもあった¹⁵⁾。こうした資本輸出余力を生じさせた大戦ブームと積極的な経済進出政策の結果として、借款投資のみならず企業進出や事業投資など直接投資も拡大し、寺内内閣期は日本の対中国資本輸出の一つのピークを形成する。台湾銀行もまたこの約2年間に総額で800万円を超える自己資金を借款として中国に資本輸出した。

この時期の主要な借款について表9でその概要を示した。台湾銀行がこの時期にどのような意図を有してそれらの借款を供与したのか、その経緯について見てみよう。

1916年11月に借款契約が締結された第2次両広都司令借款は同年8月の第1次借款に引き続

13) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻, 1940年, 394ページ。

14) 深井英五『回顧七十年』岩波書店, 1941年, 140ページ。

15) 日本銀行調査局『世界大戦終了後二於ケル本邦財界動揺史』(日本銀行編『日本金融史資料』明治大正編, 第22巻, 1958年), 405ページ。津島寿一『我国の国際貸借及び対外金融に就いて』(日本銀行編『日本金融史資料』昭和編, 第20巻, 1968年), 513-515ページ。

表 - 9 台湾銀行の自己資金単独借款 (1916/10 - 1918/09)

約定日	借款名称	借款供与額	利率(%)	期限	債務者	種別	地域
1916/11/10	第2次両広都司令借款	¥800,000	9.6%	6ヶ月	両広都司令	政治	広東
1917/01/10	汕樟軽便鉄路公司借款	¥35,000	市場連動	3ヶ月	汕樟軽便鉄路公司	鉄道	広東
1917/02/00	第2次福建財政庁借款	¥500,000	10.8%	-	福建財政庁	政治	福建
1917/04/02	広東セメント廠借款	¥3,000,000	8.0%	2年	広東セメント廠	実業	広東
1917/05/11	広東塩稅借款	¥1,500,000	8.4%	1年6ヶ月	広東中国銀行	政治	広東
1917/07/00	第3次福建財政庁借款	¥200,000	10.8%	6ヶ月	福建財政庁	政治	福建
1917/07/26	江西中国銀行借款	¥1,000,000	8.4%	7ヶ月	江西中国銀行	金融	江西
1917/11/17	江西財政庁借款	¥500,000	8.4%	7ヶ月	江西財政庁	政治	江西
1918/08/13	江西借款	¥300,000	8.4%	2ヶ月	江西中国銀行	金融	江西

出所) 『対支借款關係雜件』各省之部(外務省外交史料館蔵)より作成。

注1) 貨幣単位および為替換算率は表-5および表-6と同じ。

き供与されたものである。この借款は袁世凱の帝制運動に反対し両広都司令に就任した岑春煊が陸榮廷広東督軍および朱慶瀾広東省長と連名で台湾銀行に申し入れたものである。借款条件は広東省釐金を担保とし、申し入れ金額は200万円、用途は市面救済、すなわち金融市場調整を名目とするものであった。しかし、その実際の用途は都司令部及び李烈鈞が率いた雲南軍の解散費であり、明らかな政治借款であった。しかし、この時期には北京政府や列国借款団規約による制約から、中国借款の公式チャンネルである横浜正金銀行以外の機関が政治借款を供与することは外交問題に発展する可能性があった。このため借款用途を変更し経済借款を偽装したものであった。岑春煊は政学会を率い中国政界における南方派の巨頭であり、陸榮廷もまた広東・広西両省を基盤とする有力な広西軍閥であった。岑春煊、陸榮廷など南方派に属する有力政治家に対する借款供与は「対日好感情ヲ有スル岑陸等南方側有力者ヲシテ勢力ヲ維持セシムル」として、借款契約が締結された。中国においては黎元洪大總統のもとで南北妥協が進展しつつあったが、その帰趨を懸念した台湾銀行は申し入れ金額の即時全額交付を躊躇し、60万円のみを前渡しすることに決定した。しかし、その後実業借款名目では釐金税を担保とし得ないことが明らかとなる。このため前渡し金60万円に20万円を追加した合計80万円を分離し、広東省官有地を担保とする借款契約があらためて再締結された¹⁶⁾。

16) 海軍軍令部『支那特報』第100号、1917年。赤塚広東領事発石井外相宛(1916年10月6日)、石井外相発赤塚広東領事宛(1916年10月7日)、台湾銀行広東支店発東京支店宛(1916年10月18日)、杉坂海軍大尉発海軍軍令部長宛(1916年11月1日)、太田広東領事代理発寺内外相宛(1916年11月10日)、太田広東領事代理発本野外相宛(1916年12月2日)、『対支借款關係雜件』広東省之部、第2巻、外務省外交史料館所蔵(1.7.1.58)。なお、煩瑣を避けるため電信名は借款ごとに一括して注記する。ま

1917年1月の汕樟輕便鐵路公司借款は、同鐵路公司の財産及び株式を担保として3万5,000汕頭銀元を営業資金として短期融資したもので、台湾銀行にとっても「単純ナル営業貸出」であった¹⁷⁾。第2次福建財政庁借款は茶税収入を担保として財政費に充当されたものである。当時の福建督軍で省長を兼務した李厚基は李鴻章の衛兵から軍閥となった段棋瑞直系の北方派軍閥であった。そのため福建省は常に南方派との軍事的緊張関係に置かれていた。李厚基は督軍の軍費調達のため福建銀行や省内の錢莊に資金の徵発を強要し、その結果、福建銀行の経営状態が著しく悪化していた。このため福建銀行は同行貸出金の担保となっていた福建財政庁を振出人とする自己宛期票の再割引を台湾銀行に求めた。本稿では原則的に振出手形の再割引の形での融資業務を借款とは考えていない。しかし、この期票再割引は後にその引当て財源とされていた茶税収入が軍に押収され、加えて福建省財政の窮乏から期票資金の回収も滞った。このため止むを得ず台湾銀行は福建財政庁と福建銀行を連帯債務者として1918年12月21日付けでこれを借款契約に切り替えたものであった。しかし、この債権は福建省に許崇智、孫伝芳が駐紮し政治状況が大きく混乱をきたした影響から結果的に償還されることなく不良債権化することとなった¹⁸⁾。

1917年の広東セメント廠借款は台湾銀行が自己資金を単独で供与した借款としては最大の300万円を拠出した借款であった。その経緯は以下の通りである。広西都督であった陸榮廷は第三革命の際に岑春煊や蔡鍔に応じて湖南省から広東入城し、袁世凱の帝制運動に尽力していた龍濟光に代わり自ら広東都督に就任した。しかし、広東省財政は月額で25万元以上の歳入不足を生じており、さらに解散軍兵士が「土匪」化していたため治安維持のための軍費需要も増大していた。このため陸榮廷の下で省長に就任した朱慶瀾は中国銀行広東支店から200万円を超える資金の引き出しを行った。その結果、同行紙幣は暴落し50%から75%の大幅減価をきたしていた¹⁹⁾。陸榮廷および朱慶瀾は広東中国銀行券の価値維持と省財政の再建および軍費調達を目的として台湾銀行および三井物産香港支店に対し借款供与の申し入れを行った。日本政府はこれまでの広東省財政との関係、端的には不良化した債権の回収を意図していた台湾銀行を借款交渉の当事者とし、三井物産をこの交渉から撤退させた。当初の申し入れは官有地および広東セメント廠と広東皮革廠を担保とした総額400万円の借款であった。これ以前の1912年にも台湾銀行は当時の広東省政府から広東セメント廠を担保する借款供与の申し入れを受けたことが

た、外務省外交史料である『対支借款關係雜件』に関しては、以下で出所を例えば『雜件』広東 2と略記する。

17) 台湾銀行「自己資金対支借款」、『本邦ノ对中国借款表關係雜件』、外交史料館所蔵 (E. 1. 6. 0. J 7)。

18) 外務省編『改訂現代支那人名鑑』1928年。森福州領事代理筈本野外相宛 (1917年8月6日)、栗原福州領事代理筈芳沢中国公使宛 (1923年10月17日)、『雜件』福建 - 2。台湾銀行福州支店「福建財政庁借款説明書」、『本邦ノ地方政府及個人ニ対スル借款關係雜件』福建省之部、外交史料館所蔵 (E. 1. 6. 0. J 8 1)。

19) 海軍軍令部『支那特報』第95号、1917年。

あった。中国有数の優良なセメント廠を担保とする借款であったことから、日本政府は「此機会ヲ逸セス買収又ハ共同経営」することを企図するが、台湾銀行が提示した過重な条件が結果的に障害となってこの借款交渉は契約締結に失敗した。この件で台湾銀行は現地の外交ルートを通じて外務省から厳しく批判されることとなった²⁰⁾。過去のこうした経緯もあり、台湾銀行は広東セメント廠の支配を企図して「此際我資本家ヲシテ之ニ關係ヲ付ケシメ」るため、「支那側申出ノ如クスルニ於テハ借款名義ヲ如何ニスルモ政治借款タルノ疑ヲ招クコト必然」であるとして広東セメント廠自体を債務者とすることを求めた。加えて借款額を100万円減額し同時に台湾銀行を広東省の租税取り扱い金融機関に指定することを借款条件として提示した。これに対して広東セメント廠総弁の劉瑞麟は「僅々三百万円ニ過サル借款ノ担保トシテ時価一千万弗（広東セメント廠のこと...引用者）ヲ提供スルハ愚ノ至リ」として、この日本側の借款条件を拒否した。こうした劉瑞麟の対応の背景には欧州資本との借款交渉の存在があった。香港の英国系資本であるグリーンアイランドセメント会社はかねてより広東セメント廠の買収を企図していた。同社は広東セメント廠が日本資本に支配されることを警戒し、オランダ系銀行の荷蘭銀行を通じて借款提供を申し出ていた。台湾銀行借款を契機とする広東セメント廠への日本資本の参入をこの借款供与により牽制する意図であった。しかし、結果的に荷蘭銀行借款は成立せず、台湾銀行との借款契約に「期限到来前廠務ニ干渉セサルコト」を条項として記すことを条件に劉瑞麟総弁が同意し、広東セメント廠借款300万円が正式契約された。この借款を通じて台湾銀行が最も強く期待したのは、同借款資金から不良化していた広東巡按使借款と水災借款の総計100万円を償還させることであった。しかし、英国資本の介入により借款交渉が紛糾した影響で、その点を台湾銀行は強く主張することができなかった。そして陸榮廷の広東省政府が旧政権の債務継承を拒否したことで、台湾銀行の債権回収は実現しなかった²¹⁾。

この広東セメント廠借款の総額300万円のうち、紙幣価値維持のために実際に中国銀行広東支店に交付された資金は100万円に過ぎなかったため、広東中国銀行券の価値は回復しなかった。広東省政府はこの打開策として紙幣兌換の開始を決定し、そのための兌換資金の獲得を目的とする総額300万円の第2次借款導入を計画した。借款条件は中国銀行広東支店ないしは広東地方実業銀行を名義人とし塩税余剰金を担保とするものであった。広東省政府はこの借款導

20) 赤塚広東領事発内田外相宛（1912年10月26日）、『雑件』広東 1。

なお、広東セメント廠は1906年に両広総督岑春煊により設立された官営事業であった。また広東皮革廠も1910年に起業された軍靴・軍服の製造工場であった。（台湾銀行広東出張所「広東セメント公司ノ過去及現在状況」、1912年3月、同「皮革公司」、1912年3月）。

21) 太田広東領事代理発寺内外相宛（1916年10月31日）、太田広東領事代理発本野外相宛（1916年12月7日）、本野外相発林中国公使宛（1916年12月20日）、太田広東領事代理発林中国公使宛（1917年1月19日）、林中国公使発本野外相宛（1917年1月20日）、太田広東領事代理発本野外相宛（1917年2月6日）、太田広東領事代理「広東ニ於ケル台湾銀行借款交渉経過報告ノ件」（1917年1月18日）、『雑件』広東 1、広東 別冊（「セメント」廠借款）。

入を台湾銀行だけでなく横浜正金銀行、日本興業銀行、三井物産にも申し入れた。三井物産は広東セメント廠借款に際して交渉権を台湾銀行に譲渡した経緯もあり、華南地域における「将来発展ノタメニモ同借款ニ応シタキ希望」を表明した。他方、横浜正金銀行及び日本興業銀行はこれまでの広東省政府との関係から、第2次借款も台湾銀行が継続的に引き受けることが適切とし、台湾銀行もまた引き受けに積極的であった。しかし、広東省政府は横浜正金銀行による引き受けを強く求めた。広東省政府は台湾銀行から広東セメント廠借款を導入したことで、省内の有力企業を日本に売り渡したとする強い批判を受けていた。このため広東省政府は同じ台湾銀行から第2次借款を導入することを憚ったことがその背景であった。しかし、横浜正金銀行は「折角ノ申出ニ候ヘ共為ニ本行立場変更致難シ矢張従来ノ行掛上台湾銀行ト協商為致候外ニ致方無之...委敷事ノ成行ト本行ノ之ニ対スル態度トヲ告ケタル上広東ニ於テ台湾銀行ト交渉スルノ得策ナルコトヲ勧告」した²²⁾。横浜正金銀行が拒絶したことで、広東省政府は最終的に台湾銀行と追加借款の契約締結に同意した。ただし、この第2次借款の申し入れ条件にあった担保の塩税は、列国による五国借款団により供与された善後借款の担保にすでに充当されていた。このため第2次借款の担保はあらためて釐金税に変更され、この担保変更に対応して借款額も申し入れ総額の半額である150万円に減額された。台湾銀行は釐金税の同行への預け入れを借款契約の条項に挿入することを要求するとともに、借款契約には明示しない密約の形で広東省における電車敷設資金の優先的供与権を獲得した。これが1917年5月に台湾銀行が供与した広東塩税借款の経緯であった²³⁾。

1917年7月の第3次福建財政庁借款は第2次借款の続借であり担保、条件などは全て第2次借款契約を踏襲したものである。その償還状況もこれ以前の借款と同様に停滞し、台湾銀行はむしろ福建省における政権交代に伴う債務継承交渉に汲々とする状況を生み出すこととなった²⁴⁾。同じく1917年の江西中国銀行借款と江西財政庁借款および1918年の江西借款の用途はいずれも江西省における財政資金であった。直隸軍閥に連なる陳光遠が都督および省長を兼任する江西省の政治状況は、福建省と同じく周囲の南方派軍閥との軍事的緊張関係に置かれていた。したがって江西省は軍費需要による恒常的な財政逼迫状態にあった。そのため江西省政府は中国銀行江西支店と財政庁を債務者とするそれぞれ100万円の借款供与を台湾銀行に申し入れた。台湾銀行はこの前年の1916年9月に中国銀行江西支店および財政庁を債務者として江西省の金融市場救済を用途とする20万円の借款を供与していた。台湾銀行の意図は江西省財政との関係

22) 小田切横浜正金銀行北京支店取締役井上横浜正金銀行頭取宛 (1917年4月23日), 『雑件』広東 2。

23) 太田広東領事発本野外相宛 (1917年2月26日), 小田切横浜正金銀行北京支店取締役井上横浜正金銀行頭取宛 (1917年4月14日), 太田広東領事発本野外相宛 (1917年5月15日), 台湾銀行本店発台湾銀行東京支店宛 (1917年5月19日), 『雑件』広東 2。台湾銀行東京支店総務部「広東塩税借款要項」, 『雑件』銀行 2。

24) 西沢福州領事「福建省新旧借款一覧表」(1927年9月28日), 前掲『本邦ノ地方政府及個人ニ対スル借款関係雑件』福建省之部。

強化を進めることで、江西省の政治的混乱と担保不確実な錢莊との取引で営業状況が悪化していた台湾銀行九江支店の業務回復を図ることにあった。しかし、少額の20万元を短期融資する借款ではその効果は限定的であった。このため台湾銀行は「営業上ノ利益」を目的としてさらなる貸し増しを行なうことを決定する。そして、中国銀行江西支店を債務者名義とする申し入れには満額の100万円を、江西財政庁を債務者名義とする申し入れには半額の50万円を借款として供与した。借款の用途名目は前者が「地方金融補助」、後者が「振興実業水利修築補助」とされ、これらは経済借款を偽装したものであった。借款担保は前者が額面150万元、後者が額面75万元の江西幣制公債票であった。外務省の判断は「政治借款トナラス又銀行側トシテ利益アリト認ムル限り……異存ナキ」とされたが、これら両借款は明らかに実質的な政治借款であった。また、1918年8月の江西借款は用途名目が「地方財政補助」、担保は額面60万元の江西幣制公債票であり、先の2借款の追加融資であった。これら実質的に江西省政府に対し供与された借款は契約当初において短期貸付であり「相当ノ担保品モアラバ危険ナク」と考えられていた。しかし、実際には「江西省財政極度ニ紊乱シ元金償還ナキハ素ヨリ利息支払モ延滞」した。さらに政変の結果、江西省政府当局者の更迭が行なわれ、それ以降は借款債権それ自体の継承も困難となった²⁵⁾。1918年9月の広三鉄道借款は広東水災被害により休業状態にあった広三鉄道の復旧費が用途であった。借款金額が少額であったことに加え同鉄道公司およびその収入金が担保に指定されていたため借款が供与されたが、この借款金は実際には広東省政府により政費流用され、これもまた元利償還が滞る不良債権となった²⁶⁾。

3 寺内内閣期の不実現借款交渉

次に寺内内閣期に台湾銀行が借款供与交渉を行いながら、結果的に実現に至らなかった借款交渉の過程を見てみよう²⁷⁾。

広西軍閥の陸榮廷は1916年7月に広東における国民党勢力を駆逐し、広西督軍職を陳炳焜に委譲し自ら広東督軍に就任することで広東・広西両省の政治的支配権を確立した。その後、陸

25) 河西九江副領事発本野外相宛 (1917年5月12日)、台湾銀行九江支店発台湾銀行東京支店宛 (1917年10月5日)、河西九江副領事発本野外相宛 (1917年11月19日)、瀨上九江副領事発後藤外相宛 (1918年8月15日)、台湾銀行発幣原外相宛 (1925年12月1日)、『雑件』江西。

26) 台湾銀行広東支店「広東政府関係借款説明書 (大正十四年十二月三十一日現在)」、『雑件』広東 4。なお、広三鉄道局に対しては台湾銀行の別働隊であった華南銀行が主に借款供与を実行していた。南洋華僑資金の動員機構として台湾銀行により設立された華南銀行は台湾銀行の南方進出の尖兵として興味深い存在である。華南銀行に関しては、株式会社華南銀行総理林熊徴「華南銀行二就テ (大正十五年)」『勝田家文書』R 34 を参照。また、1917年5月に約定された福州電気公司借款および12月の南昌電灯公司借款に関しては、その詳細に関し史料的に確認できていない。

27) 不実現借款には簡単な契約要項案のみしか史料的に確認できないものからある程度まとまった交渉が行われ仮契約の締結にまで至ったものまで多様である。本稿においては有意な交渉過程が史料的に確認できる借款交渉に限り検討を加えたい。

栄廷は10月に軍費調達を目的に三菱合資会社に対し160万円の借款を申し入れた。年利は6.4%で担保は広西省釐金税および地租付加税が予定されていた。債務者名義は陸栄廷および陳炳琨であったが、用途の「名義八政治借款ノ名ヲ避クルタメ…乱発セル紙幣整理ノ意味ニテ市面救済資金」とした。重要であったのはこの借款の付帯利権に「富川賀県ノ錫及錫砂ノ一手販売権」が付された点にあった。三菱合資会社は広西省産出の錫の一手販売権獲得を目的に、これまで借款供与実績を有する台湾銀行と協議を進め、三菱に付帯利権を供することを条件に資金拠出は台湾銀行が実行することが決定された。債務者名義は政治借款を隠蔽し経済借款を偽装するために富賀錫煤公司に変更され、借款供与額も120万円に引き下げられた。同時に、三菱は富賀錫煤公司が産出する錫鉱全産品の2年間の一手販売権と同公司への監督者の派遣を求め、台湾銀行は債権保全を目的として三菱が販売する錫鉱代金を借款償還原資に指定することを要求した。外務省も「成ヘク速ニ本件借款ノ成立ヲ見ル様十分援助ヲ与ヘラルヘシ」と現地外交公館に指示した。しかし、こうした日本側の広西省錫鉱の全面的支配を企図した過重な要求は中国側の反発を引き起こすこととなった。陸栄廷は「該条件中借主ヲ富賀錫煤局トナスコト及錫売揚代金ヲ以テ借款ノ返済ニ充ツルコトニ関シ難色」を示し、「一先見合ハスベキ旨申出」がなされた。広西省の鉱物資源の全面的支配を図ったこの借款交渉は、こうして中国側の拒絶により実現に至らなかった²⁸⁾。

1917年6月には福建督軍であった李厚基から台湾銀行および中日実業会社に対し150万円の借款の申し入れがなされた。この実際の用途は福建督軍の軍費充用であったが、こうした政治借款は列国借款シンジケートである四国借款団の規制が課せられていた。この借款申し入れはそうした四国借款団の介入を回避するため省城水道敷設を名目としていた。台湾銀行は償還が滞っていた既存債権との連結を求めたが、福建省政府は既存債権の継承を拒否した。このため台湾銀行は固定債権の増大を懸念し、この申し出に応じなかった。ところが、この交渉の過程で福建省政府が同省内の鉱山採掘権や「厦門船渠及馬尾造船所ニ対スル特別ノ権利ヲ保留スルコト」を付帯利権として提供する用意があることが明らかになった。このため福建省における船渠・造船所への付帯利権に関心を有した海軍省がこの借款成立に積極的に動くこととなった。日本海軍の強い後押しでこの借款は、李厚基の代理人である福建督軍軍需課長の栄鴻勳と日本支那信託会社の北京上海総代表の松本君平との間で、額面150万円、6年償還の仮契約が締結された。しかし、150万円という巨額な借款資金の調達に松本が失敗し、仮契約に記された借款履行日を過ぎても借款供与ができなかったため、この仮契約は破棄されている²⁹⁾。

28) 太田広東領事代理発寺内外相宛 (1916年10月27日)、台湾銀行東京支店発台湾銀行広東支店宛 (1916年11月9日)、寺内外相発太田広東領事代理宛 (1916年11月19日)、太田広東領事代理発寺内外相宛 (1916年12月2日)、『雑件』広西。

29) 森福州領事代理発本野外相宛 (1918年4月20日)、柘内海軍次官発幣原外務次官宛 (1918年6月4日)、瀬上杭州領事代理発後藤外相宛 (1918年6月21日)、『雑件』福建 2。

1917年9月には広東実業銀行が保有する電話局債権を担保として、60万香港ドルの借款申し入れが広東商務總會からなされた。使途名目は広東金融市場の救済資金とされていたが、実際は陸榮廷督軍の軍費調達を広東商務總會が仲介したもので、商務總會は政治借款を隠蔽するためのダミーであった。台湾銀行はこのことを認識していたが「表面上八何等政治借款ノ形式ナク且ツ商總會ノ申込ニ対シ出来得ル限り好意ヲ表シ置クコトハ台湾銀行将来ノ發展上ニモ極メテ必要ノ事ナルヲ以テ」「市面救済ノ名義トシテ右借款ニ応シタキ希望」を表明した。広東省内の有力錢莊や広東実業銀行を名義人とするこの借款に応じることは広東省における台湾銀行の営業活動に有利とする判断であった。しかし、広東の現地外交公館からの具申に対し外務省は「仮令市面救済ノ名義トスルモ右ノ如キ借款ニ応スルコトハ目下好マシカラサルニ付台湾銀行ヲシテ支那側ニ程ヨク断ハラシムル」ことを指示した。こうした外務省の判断理由を直接的に示す史料は確認できていない。しかし、1917年9月には国民党と陸榮廷や唐繼堯など反安徽派の西南軍閥とが連合した広東軍政府が成立していた。こうした中国国内の政治動向の変化が外務省の判断に影響していたと思われる。寺内内閣は張勳討伐後の第2次段祺瑞内閣を支援し中国国内の政治的統一を期待していた。陸榮廷は地方軍閥特有の政治的存在であり、広東・広西両省における政治的、軍事的権力の保持が目的であった。したがって、国民党との連合政権樹立を理由として、中国政治の南北対立における南方派と単純に括ることはできない。しかし、少なくともこの時点においては、陸榮廷が寺内内閣の中国政策に対し敵対的な陣営に属する政治的有力者であったことは間違いなかった³⁰⁾。

1917年11月には、李純を継承して江西省督軍に就任した陳光遠から省財政の根本整理を目的に総額500万円、償還期間8年という長期かつ巨額な借款案件が江西財政庁を通じて台湾銀行に持ち込まれた。担保には江西省統税収入あるいは額面500万元の中華民国公債が指定されていた。これも「江西ノ財政ハ督軍更迭ノ為メ軍隊ノ入換其他ニテ多大ノ失費ヲ要シ財政ノ困難其極ニ達シ之ヲ整理スルニ八五百万円ヲ要スル」として実質は政治借款であった。台湾銀行は「金額多額ニシテ期間モ相当長ク使途ハ相方協議ノ上如何様ニモ変更ナシ得ルモ事実ハ政治借款ニモ有之当行金繰ノ都合ハ勿論日本政府当局者並ニ外国借款団等トノ関係モ有之」として当初より消極的であった。外務省もまた明白な政治借款として承認を与えなかった³¹⁾。

また、1917年12月には湖南省の長沙商務總會から借款の申し入れがあった。これは湖南省政府から財政資金の拠出を求められた商務總會が中日銀行に対し申し入れたものであった。中日銀行は各種の電灯公司借款の資金管理を目的として長沙に台湾銀行と中日実業会社が合弁で設立した銀行であった。湖南省は資源に恵まれその産出品は漢口市場における重要な取引産物で

30) 太田広東領事代理発本野外相宛 (1917年9月7日)、本野外相発太田広東領事代理宛 (1917年9月10日)、台湾銀行「広東商務總會借款(申込条件)」(1917年9月17日)、『雑件』広東 2。

31) 河西九江領事発本野外相宛 (1917年11月13日)、右近台湾銀行九江支店長発中川台湾銀行本店総務部長宛 (1917年11月19日)、『雑件』江西。

あった。「包蔵ノ資源ハ資金ノ来リテ開拓スルヲ待テルヲ以テ」「他国ノ根底未タ深カラザル此
時二当リ借款ニ応シ一方ニ於テ日本ノ勢力ヲ扶植」する必要性が考えられた。しかし、「従来
日本人ハ借款問題トサエ云ヘ八大小トナリ必ス利権壟断ノ好機トナシ其野心恐ルヘシトノ警戒
心ヲ支那人ニ与ヘ成ルヘク本邦人トノ借款ヲ避ケントスルノ風アリ」「南方ニ於テ排日ノ思想
漸ク濃厚ナラントスル今日ナルヲ以テ一時的ナリトモ民間借款ニ応センニハ必スヤ人心ニ好印
象ヲ与フル」として、外務省はこの借款に前向きであった。鉱物資源が豊富な湖南省長沙の有
力商人により構成された商務總會に対し借款を供与することで、排日運動の影響を受け設立以
降の経営状態が低迷していた中日銀行の営業状態を好転させる期待もあった。こうしたことから
借款原資を台湾銀行が拠出し、中日銀行を窓口にして借款供与する方法が立案され、外務省もこ
れに認証を与えた。しかし、申し入れ金額が200万円と「巨額ナルニ拘ラス無担保ナルヲ以テ
營業的貸金トシテハ好マシカラサル」もので「銀行側ニ多少ノ危険ナキヲ保セス」「危険ヲ覚
悟シ置ク必要」であった。湖南省は台湾銀行の主要な営業地域から外れ、有利な付帯利権を欠い
たこの巨額な無担保借款に応ずることは、台湾銀行の営業面から困難なものであった³²⁾。

1918年7月における廈門船渠を担保とした李厚基福建省長・督軍からの30万円の借款申し入
れは、借款金額が30万円と比較的少額でありながら廈門船渠の一切が担保となっていた。廈門
船渠に「将来外資ヲ入レサルコト邦人技師雇入等ノ条件ヲ付スコトハ必スシモ困難ニ非サル」
ため、「本件ハ海軍側ニ於テモ当省（外務省…引用者）トシテモ成立ヲ見ル様希スルニ付尽力
アリ度キ」と台湾銀行に要請がなされた。しかし、台湾銀行は「担保不十分ナルニ付他ニ担保
ヲ加フルカ或ハ確實ナル保証人ヲ立ツルコト必要」としてむしろ消極的であった。台湾銀行が
これまでの福建省に対して供与した借款はことごとく不良債権化していた。そのため台湾銀行
は今回の借款も「元金回収ノ困難ヲ見ルコト無キヤ」と懸念していた。同時に李厚基が段祺瑞
直系の軍閥であったため、「借主ヲ福建督軍トスルハ余リニ露骨ニ過キ銀行トシテハ南方広東
方面ニ於ケル營業ニ甚カラサル影響ヲ及ホスヘキヲ虞ルル」として、台湾銀行の華南地域にお
ける営業活動の障害になると認識していた。このため海軍省や外務省の強い要請にもかかわらず、
台湾銀行はこの借款申し入れを拒否することとなった³³⁾。

またこの時期に湖南省督軍の張敬堯も300万円の借款申し入れをしていた。担保は釐金税も
しくは水口山鉍山以外の省内鉍山産物が想定されていた。日本は以前より興亜公司や興源公司
による借款供与を通じて湖南省内の優良な鉛鉍であった水口山鉍山の支配を企図していた。台
湾銀行は借款担保に水口山産出鉍石を組み入れることを要求したが、湖南財政庁長は「湖南省

32) 中日銀行発倉知中日実業会社副総裁宛（1917年11月28日）、中日銀行発台湾銀行宛（1917年12月6日）、堺長沙領事発本野外相宛（1917年12月7日）、林中国公使発本野外相宛（1917年12月9日）、本野外相発堺長沙領事宛（1917年12月25日）、『雑件』湖南。

33) 矢田部廈門領事発後藤外相宛（1918年7月10日）、台湾銀行「廈門三十万円借款ノ件」、『雑件』福建 2。

内ノ鉱山八水口山ヲ以テ最モ著名ナリトスルモ若之ヲ借款ノ担保トスル時ハ必ス湖南人ノ反抗ヲ招クノ虞有」としてこの要求を拒絶した。外務省は借款供与に積極的であったが、台湾銀行は湖南省内における張敬堯の政治的不安性や「銀行トシテハ湖南八余リ隔絶シ居リ本件借款ヲ進行セシムルコトニ八余リ進ミ居ラサル」と湖南省が地域的に台湾銀行の営業範囲外であることを理由に消極的であった。台湾銀行は「外務省ノ御希望トアレバ何トカ考慮シ見ル」としていたが、最終的には台湾銀行本店が交渉当事者であった漢口支店に対し拒否を指示した³⁴⁾。

Ⅲ 原内閣期の中国借款

ここでは原内閣期に台湾銀行が自己資金を投じて単体で行なった中国借款と何らかの理由で借款供与に至らなかった借款交渉の経過を見てみる。

1918年10月29日に原内閣は「対華借款善後方針に関する覚書」を閣議決定した。第1次大戦の終結を見越したアメリカが中国進出の「機会均等」を目的として「新四国借款団」の編成を提起し、他方で大戦期の21カ条要求に対する強い反発から中国において反日ナショナリズム運動が高揚した時期であった。原内閣の「対華借款善後方針に関する覚書」は中国における特定政治勢力に対する借款供与の停止を内容としたもので、これにより寺内内閣期の北洋軍閥に対する集中的な借款供与を通じた段祺瑞政権の支援と提携政策は大きく転換された。こうした政策転換が行なわれたため、原内閣期における新規借款投資は抑制的で停滞的とこれまで考えられてきた。確かに約3年間の原内閣期に供与された借款総額は寺内内閣期の2年間に比較してほぼ1億円減少していた。しかし、この約1億円の減少額は寺内内閣期に供与された西原借款の投資窓口となった特殊銀行3行による投資シンジケートの借款供与総額の減少額にほぼ対応している。また、日本の中国借款を件数で見ると、期間が1年長いこともあり、原内閣期にはむしろ増加している。これらの点を考慮すると日本の中国借款、すなわち間接投資形態による資本輸出活動は、原内閣期においてもこれまで考えられてきた程には縮小はしていなかったと見ることができる。

1 原内閣期の中国借款

台湾銀行が原内閣期に供与した主要な中国借款の概要は表 10に示した。

1918年10月の広東商務總會借款は商務總會会長他10名の商務總會員を債務者として80万円を供与した借款である。担保は、広東省政府に代わり商務總會が代理徴収する広東省煙草税および酒税が充当され、省政府が連帯債務者として支払保証をしていた。中国銀行広東支店は1918

34) 瀨川漢口領事発後藤外相宛 (1918年7月20日, 7月28日, 8月26日), 外務省「湖南省借款ノ件」(1918年8月9日), 八木長沙領事代理「張督軍ノ借款談ニ関シ卑見開陳ノ件」(1918年9月27日), 『雑件』湖南。

表 - 10 台湾銀行の自己資金単独借款 (1918/10 - 1921/05)

約定日	借款名称	借款供与額	利率(%)	期限	債務者	種別	地域
1918/10/19	広東商務總會借款	¥800,000	9.6%	6ヶ月	広東商務總會	金融	広東
1918/10/00	第1次広東中国銀行借款	Y500,000	9.6%	8ヶ月	広東中国銀行	金融	広東
1919/01/15	広東教育資金借款	¥100,000	9.6%	10ヶ月	広東高等師範学堂	政治	福建
1919/01/17	第2次広東中国銀行借款	¥760,000	9.6%	8ヶ月	広東中国銀行	金融	広東
1919/11/13	広東留日学生費借款	¥50,000	9.0%	6ヶ月	広東高等師範学堂	政治	広東
1919/11/14	北京政府派遣学生費借款	¥100,000	9.5%	6ヶ月	駐日代理公使	政治	中央政府
1920/01/27	広三鉄路局借款	¥150,000	12.0%	5年	広三鉄路局	鉄道	広東
1920/12/31	南潯鉄路公司借款	Y40,000	15.6%	3ヶ月	南潯鉄路公司	鉄道	江西
1921/02/5	広東造幣廠借款	Y200,000	10.0%	6ヶ月	広東造幣廠	政治	広東
1921/02/24	広東省銀行借款	Y115,000	12.0%	1年	広東省銀行	金融	広東
1921/05/23	有成公司借款	Y600,000	12.0%	1年	有成公司	金融	広東

出所)『対支借款関係雑件』各省之部(外務省外交史料館蔵)より作成。

注1) 貨幣単位および為替換算率は表 - 5および表 - 6と同じ。

年5月に預金および兌換券の取り付けに見舞われ支払停止に追い込まれた。このため中国銀行広東支店の発行する兌換券の価値は暴落し、広東の金融市場は恐慌状態に陥っていた。また、広東省政府の財政資金が同兌換券であったため、その価値暴落により広東省政府財政は急激に悪化していた。この広東中国銀行券の価値を回復し金融恐慌から広東経済を回復させることは省政府および商務總會に共通の課題であった。これが借款申し入れの背景である。広東商務總會は借款資金を広東省内の各銀号に預金し、これを引き当て資金として兌換再開することを計画した。この借款は寺内内閣期の1917年9月における広東商務總會の借款申し入れの実現と見ることができる。すでに述べたように台湾銀行はこの申し入れに積極的であった。しかし、当時の日本政府の中国政策は段祺瑞政権支援政策であり、借款供与方針もこの政策に準じていた。反面で台湾銀行の営業基盤であった華南地域はいわゆる南方派の政治的勢力圏にあった。台湾銀行は陸榮廷広東督軍による借款資金の軍費流用を黙認してでも、広東の有力錢莊や商人からなる広東商務總會による申し入れを華南各支店の営業拡充を目的に応じようとした。しかし、寺内内閣の借款政策に相反する借款供与には外務省の承認が与えられなかった。寺内内閣の北京政府一辺主義が原内閣により転換されたとはいえ、依然として外務省は「支那内乱ヲ助長スルノ虞アル借款一切之ヲ避ケシムル方針」であり、「何等政争ノ資ニ供セラレサルモノナルコト明瞭トナリ且ツ使途ヲ監督スル適當ノ方法」が困難であることを理由に消極的な態度であった。しかし、対岸進出の拠点であった広東支店の営業拡大に絶好の機会と認識していた台湾銀行は、「危険覚悟ノ上ナラハ本件借款ニ応スルモ差支ナシ」との外務省の消極的承認を得て、その投資リスクを覚悟の上で借款供与を実行した。台湾銀行の営業方針がその借款活動に反映

した特徴的な事例の一つとすることができる³⁵⁾。

また、中国銀行広東支店に対し1918年10月および1919年1月と2次に涉って借款を供与している。第1次借款は1918年12月の同支店開業に際し50万円を開業資金として借款したものである。同支店は台湾銀行借款50万円および広東省政府補助金8万円を原資として開業したが、資金不足により発行券の価値維持を実現できなかった。このため翌1919年1月に再び台湾銀行に対し76万円(50万広東毫子相当)の借款を申し入れた。担保は広東電話総局の財産、権利一切および広東省煙草税・酒税が充当されていた。日本政府は広西軍閥に支配された広東省において借款供与することは「南方援助ト誤解セラルカ如キコトアルニ於テハ不利益尠カラサル」としてこの承認に難色を示した。しかし、担保の確実性に加えて借款資金を全額台湾銀行に預け入れ、紙幣価値維持を目的として台湾銀行を通じて小銀貨紙幣を買収する場合にのみ当該資金が使用されること、さらに買収小銀貨紙幣は借款償還までは追い担保として台湾銀行に差し入れることが契約条件となっていた。これは台湾銀行が広東の金融市場において通貨支配を通じて影響力を強化し得る有利な条件であった。このため台湾銀行は外務省を押し切る形で第2次借款の供与を実現する³⁶⁾。

1919年の間には総計で3件、総額25万円の留日学生の学費支弁を用途とした借款が行なわれた。2件は広東省出身の日本留学生の学費補助がその用途であり、広東高等師範学堂を債務者とし同学堂敷地・建物が担保となっていた。また、他の1件是北京政府が派遣した日本留学生のやはり学費補助がその用途であった。これは政府の派遣留学生に対し「教育上諸般ノ便宜ヲ図ル」ことを目的に設立された財団法人日華学舎顧問の江庸および駐日代理公使であった莊環珂を債務者とするものであった。中国からの留学生は本国の政治的混乱と財政悪化の影響から多くが経済的困窮状態にあった。これらの借款はそうした留学生救済を目的とするもので、台湾銀行に限らず横浜正金銀行、朝鮮銀行、第百銀行なども行なっていた。その意味では人道的見地からの教育借款であり「何等政治的ニ流用セラルル虞無キ」ものであった。この借款の申し入れは最初に台湾銀行東京支店に対しなされた。しかし、台湾銀行は排日運動が激化した広東省で「支那側対日感情ヲ良好ナラシムル目的」から広東支店勘定に振り替えて借款を供与した。債務者であった広東高等師範学堂は「広東学生ノ排日運動ノ首唱」の拠点であった。台湾銀行は重要な営業基盤である広東省において直接的に教育借款を供与することで「排日運動抑止ノ誠意」を引き出すことを意図していた³⁷⁾。

1919年12月と20年3月には2度に涉って広東地方実業銀行に借款が供与された。これらは広

35) 太田広東領事発内田外相宛(1918年10月25日),『雑件』広東 2。台湾銀行「広東商務總會借款要項」,『雑件』銀行 2。

36) 外務省「中国銀行七十八万円借款ノ件」,太田広東領事発内田外相宛(1918年12月7日,1919年1月24日,4月18日),台湾銀行東京支店発外務省芳沢政務局長宛(1920年3月15日),『雑件』銀行 2。

37) 太田広東領事発内田外相宛(1918年12月20日),内田外相発太田広東領事宛(1919年6月6日),内

東セメント廠借款および広東水災借款の元利償還が延滞したため、広東省工政局収入を担保として広東省財政庁が広東地方実業銀行に新たに振り出した手形を台湾銀行が再割引する形をとったもので、実質的には債権の繰り延べ借款であった。また、20年1月の第2次広三鐵路局借款は鉄道修築費、8月の第3次借款は連絡線の新築費を用途に行なわれた借款であった。1920年12月の南潯鐵路公司借款は営業資金を用途名目に九江支店が英洋4万円の供与を行なったものであった。しかし、この資金は実際には東亜興業会社が南潯鐵路公司に供与した借款の不足利子の補填に充当され、実質的には利払資金の借款であった³⁸⁾。

1921年2月の広東造幣廠借款は20万広東毫子（このうちの5万広東毫子は華南銀行名義）と借款額は少額であったが重要な借款であった。広東造幣廠は1889年4月に両広総督の張之洞により広東錢局として創設され、1917年に広東省に移管された中国有数の造幣廠であった。英国製の鑄造機械を設備し、その鑄造能力は日産で毫銀200万枚に及び、その7割の稼働率で中国の輸入銀量の半数以上を消費する能力を有していた。しかし、広東地域の政治的混乱に起因して同廠は経営難に陥りその稼働率が低下していた。台湾銀行による借款は広東造幣廠保有のニッケルを担保し、同廠鑄造用の銀塊購入を用途として供与された。台湾銀行の借款資金が少額であったこともあり、広東造幣廠の経営状況は改善されず、翌22年12月に銀貨鑄造を停止し、23年4月には補助貨であるニッケル貨の鑄造も停止され全面的な操業休止に陥った。同年8月に広東造幣廠の操業再開計画が立案されるが、「造幣廠再開ノ場合ハ経営者ニ於テハ一日約一万元乃至二万元ノ収入ヲ予期シ得ルノミナラズ或程度迄ハ当地ノ銀市場及小銀貨ノ相場ヲ支配スルニ至ルヲ以テ同造幣廠再開問題ハ単ニ当地方ノミナラズ一般支那金融業者ノ深甚ナル注意ヲ喚起シ居ル」こととなった。広東造幣廠の再開資金を借款供与し同廠の経営に参画することが可能となれば、銀塊納入の優先権などの営業上の利益のみならず、中国における為替相場や銀相場に強い影響力を行使し得ることが明らかであった。そのため「幾多ノ引受競争者ヲ生シ」、英国の香港上海銀行、フランスのインドシナ銀行を始めとして日本の横浜正金銀行もこれに介入するなど、列国の代表的な植民地銀行間で激しい競争が引き起こされた。当初の借款申し入れは横浜正金銀行に対して行なわれた。その理由は「銀塊供給ノ權利ヲ与フルト同時ニ造幣廠ヲ保護スルコト殆ンド表面上同廠ヲ正金自身ノ経営ノ如ク見セ掛ケタキ希望ヲ以テ名義上ノ移管ヲ行ヒ日本国旗ヲ掲揚センコトヲ申込シ来レル」と「目下ノ政局上多大ノ危険ヲ伴フ故我官憲ノ保護ヲ得ンコトヲ条件」とする点にあった。このためには日本の公式な借款チャンネルであった横浜正金銀行が適切と考えられた。これに対して外務省は「日本人ノ出資ナキ造幣廠ニ日本国旗ヲ掲ゲシメ事変ニ際シ特別ノ保護ヲ加フルコトハ事実困難ニシテ且第三者ニ対シ誤解ヲ

田外相發高橋蔵相宛（1919年11月4日）、『雜件』広東 2。台湾銀行「支那留學生資金貸出要項」（1919年11月17日）、台湾銀行「對支留學生借款一覽表」、『雜件』北京政府 別冊留日學生費。財団法人日華學舎「寄付行為」。

38) 相原九江領事發内田外相宛（1921年1月24日）、『雜件』江西。

招キ易キ事情」があるとして横浜正金銀行に対し拒絶を指示した。次いで台湾銀行に対し広東財政庁長を通じて広東造幣廠を債務者とする250万広東毫子の借款申し入れが行なわれた。造幣廠の全財産および広東全省の釐金税が担保に指定され、銀塊の売り込み優先権および造幣廠への台湾銀行の監督者の受け入れが付帯利権となっていた。台湾銀行は「銀行トシテハ営業上極メテ確實ナル投資ナル趣ヲ以テ」「是非之ヲ引受タキ希望」を外務省に打診するが、外務省は「本件借款ハ使途ニ関シ支那側ノ説明如何ニ拘ハラズ時局ガラ北伐費ニ流用サルノ虞アル」として台湾銀行に対しても同様に拒絶を指示した。結果的に、労働、梅伴塀、梁裕栄など広東、香港の有力銀行や商人によるシンジケートとして匿名組合組織の東華会社が設立され、財政部から造幣廠の経営および銀貨鑄造権を付与され、広東造幣廠の再開が実現する。外務省の承認が得られず借款供与は実現しなかったが、台湾銀行は系列の華南銀行および南洋倉庫の役員であった梅晋之（錦栄銀行主）に60万広東毫子を出資させ、譚禮庭と並ぶ出資者代表に就任させた。台湾銀行は梅晋之や労働など広東商務総会借款を通じて関係を深めていた東華会社の有力出資者に働き掛けを行い、広東造幣廠借款を通じて獲得が目指された銀塊供給の優先権契約を東華会社と締結することに成功する。台湾銀行のこの契約締結について、当時の天羽英二広東総領事は幣原喜重郎外相に対し「東華公司ト台湾銀行間ノ契約ハ単ニ銀塊ノ売買ヲ目的トスル純然タル商業契約ニシテ台湾銀行ハ東華公司ニ対シ優先的ニ銀塊売込ノ権利ヲ獲得シタルモノニ有之。換言スレバ同公司ハ原則トシテ台湾銀行ヨリ銀塊ノ供給ヲ受ク可クサレド若シ台湾銀行ノ申出ノ相場ガ他行ニ比シ高キ時ハ同公司ハ他行ヨリ買入ルノコトヲ得ルモ此ノ場合台湾銀行ノ承認ヲ経ルヲ必要トスルノミナラス...秘密取極ニ依リ取引価額ノ八分ノ一パーセントノ手数料ヲ台湾銀行ニ納ムルコトノナリ居リ大体同銀行ニ取り頗ル有利ナル契約ニ有之候」と報告している。広東造幣廠は台湾銀行からの供給銀塊を用いて銀貨鑄造を再開した。台湾銀行は供給銀塊を上海その他の市場から調達していたが、これまで香港上海間の銀塊輸送を独占していた香港上海銀行が広東造幣廠向けの銀塊売却を拒否するなど、競合銀行の妨害も多かった。台湾銀行は日本政府の中国政策に制約されて借款供与を実現することはできなかったが、それまでの借款供与や営業活動を通じて形成された広東経済への影響力を行使し、実質的な収益基盤の獲得に成功した事例であった³⁹⁾。

この他では1921年2月に広東省銀行借款、8月に鴻興銀行借款が少額供与されているが、これらは単純な営業資金の短期的融資であった。また、21年5月の有成公司借款は延滞した各種広東省政府借款債権を新規借款の形式で実質的に借り換え整理したものである。この使途名目は広東省銀行の営業資金とされたが、そのうちの29万広東毫子は台湾銀行の対広東省政府債権

39) 日本銀行調査局『近代中国貨幣概要』1967年、150ページ。藤田広東領事発内田外相宛（1922年4月5日）、内田外相発藤田広東領事宛（1922年4月6日）、天羽広東領事発内田外相宛（1923年8月11日、8月30日）、天羽広東領事発伊集院外相宛（1923年9月24日）、天羽広東領事発幣原外相宛（1924年6月30日、9月29日）、『雑件』広東 2、広東 4。

の利払い資金として相殺されている。有成公司は広東省の煙草税請負会社であったが「延滞金整理ニ関連シ新タニ広東省銀行営業資金トシテ約三十万元ヲ貸出シ総額毫銀六十万元ノ新規借款トナシ広東省煙草税金請負会社有成公司ヲ借主トシ償還資源八煙草税金年額百參拾五万元ヲ指定シ省長財政厅长ヲ連帯保証人」とした借款契約であり、台湾銀行は有成公司に対し監理官を派遣している。つまり「弊行ノ同省ニ対スル旧債確保上応諾」したものであった⁴⁰⁾。

外交史料などで確認できる限り台湾銀行の自己資金による借款供与は1921年8月の鴻興銀行借款がその最後であった。もちろん、これ以降も台湾銀行による借款業務は継続するが、その業務は旧債の借り換えあるいは利払いに関する借款交渉であった。華南地域における営業基盤の拡充を主なる目的に供与された各種の借款資金は、結果としてその大半が固定化した不良債権に転化し、台湾銀行はこれ以降の時期には旧債権の確保と回収に傾注せざるを得なかったと言えよう。

2 原内閣期の不実現借款交渉

寺内内閣期と同様に1918年10月以降の原内閣期に台湾銀行が借款供与交渉を行いながら、結果的に実現に至らなかった借款についてここで検討してみよう。

すでに述べたように台湾銀行は1918年10月に外務省の反対を押し切る形で広東商務總會に対し50万広東毫子の借款を供与した。しかし、この借款資金によっても広東中国銀行券の兌換請求に応じ切ることができず、紙幣価値の維持は困難な状況にあった。そこで、広東商務總會は翌11月に中国銀行広東支店に対する追加借款を申し入れた。これは塩税余剰金を担保とし、金勘定により100万円を借款するというものであった。つまり円金建ての借款資金を台湾銀行の小銀貨勘定に振り替えて預け入れ、これを引き当てとする1年物の定期預金を通じて金融市場から中国銀行券を吸収する。定期預金満期後に生じる引き出し請求に対してはこれを現銀パーにより払い出し、他方、吸収した紙幣は中国銀行に送付し、中国銀行勘定の小銀貨預金の支払いに充当するという方法であった。この方法によれば台湾銀行は当座の資金的手当て無しに自動的に小銀貨預金を吸収することが可能であった。この時期は第1次大戦後の反動恐慌が勃発する直前の金融が逼迫した時期であり、台湾銀行広東支店はこれが資金運用上からも有利であると判断し借款供与に前向きであった。しかし、原内閣が「対支借款善後に関する覚書」を閣議決定した直後の時期であったため、外務省政務局は「当分見合方可然」としてこれに承認を与えなかった⁴¹⁾。

40) エドワード・カン『近代支那貨幣史』慶応書房、1940年、213ページ、273-298ページ。藤田広東領事発内田外相宛（1921年5月11日）、台湾銀行東京支店発岡部外務省亜細亜局第2課長宛（1921年5月16日）、埴原外務次官発中川台湾銀行頭取宛（1921年5月23日）、『雑件』広東 3。

41) 「第2次広東商務總會借款要項」、太田広東領事発内田外相宛（1918年11月25日）、台湾銀行東京支店発岡部外務省政務局書記官宛（1918年11月29日）、『雑件』広東 2。

1919年1月には中国銀行南昌支店から南昌における旧節季の貸出資金原資として50万円の借款申し入れがなされた。また、2月には福建省政府から教職員俸給を用途する30万円の申し入れがあった。これらも「帝国政府ノ対支借款方針ニ顧ミ且和平会議モ進行シ折柄ニ付万一ノ誤解ヲ避ケル為本件商議八南北妥協成立迄暫ク延期シタキ」として、原内閣の借款政策やベルサイユ講和会議の帰趨を理由に外務省の承認が与えられていない⁴²⁾。

1919年3月には唐繼堯雲南省督軍の弟である唐繼虞により雲南省錫税を担保として省内産業開発を用途とする銀300万円の借款申し入れがある。この借款の仲介者は陸軍から派遣された山縣雲南督軍軍事顧問であった。また、唐繼堯は日本の陸軍士官学校への留学経験を有する、いわゆる南方派に属する雲南軍閥であった。五・四運動に代表されるような排日ナショナリズムの高揚のなかで唐繼堯は比較的親日的な立場を示していた。こうしたことから陸軍、特に台湾軍参謀部は唐繼堯を政治的に取り込むと同時に雲南省への進出を図っていた米国を牽制することを目的として、「雲南ニ対スル将来ノ為メ援助手段トシテ成立セシメ度シ」と積極的な姿勢を示した。しかし、台湾銀行は雲南省がその営業基盤として重要性の薄いことや当時の高金利と金融逼迫状況において資金調達が困難なことを理由とし「目下資金払底ノ折柄ナレハ成立覚束ナカルヘシ」と消極的であった。このため雲南省の錫鉱にかねてより関心を有していた三菱に借款案件が持ち込まれ、「三菱側ニテハ予テ相当ノ調査ヲ遂ケ居リ有利的成算有之由ニテ結局内談上ハ我政府ノ意向ト三菱本社ノ承諾ヲ得ルニ於テハ成立ノ見込容易ナルベシ」とされた。しかし、外務省は「我方政府ノ方針トシテ八南北和議未成ノ今日南北不偏ノ主義トシテ借款問題等差控ユルコト可トスベキ要アル」として三菱による借款供与に対しても不承認を通告している⁴³⁾。

1919年7月の湖北省財政庁および造幣廠による申し入れは、造幣廠収益を担保に湖北省実業振興費を用途名義とする250万円の借款であった。外務省は中国銀行南昌支店や福建省政府の申し入れと同様に「右金額力同省実業振興ニ使用セラルトセハ如何ナル事業ニ充ツヘキヤ将タ政費ニ流用セラレサル様嚴重監督ノ方法アリヤ」とし、さらに「實際ノ用途ハ銀貨鑄造ノ原料トシテ中国銀行ヨリ馬蹄銀ノ買入ニ充テルモノナル由ニテ結局銀貨トナリタル後ニ於テ同政府ノ軍費其他ニ充テラルコトアルベキ」として当初は全く問題にしていなかった。ところが湖北省政府は同様の条件で横浜正金銀行漢口支店に対しても200万円の借款申し入れを行って

42) 台湾銀行東京支店「南昌中国銀行借款要項」(1919年1月11日)、『雑件』銀行 2。森福州領事代理 発内田外相宛 (1919年2月12日)、内田外相発森福州領事代理宛 (1919年2月28日)、『雑件』福建 2。

43) 『日本外交文書』大正九年第二冊下巻、1973年、935-936ページ、959ページ。山崎上海領事発内田外相宛 (1919年7月29日)、藤村在雲南事務代理発内田外相宛 (1919年9月29日)、陸軍台湾軍参謀長 発陸軍参謀本部次長宛 (1919年8月28日、9月5日、10月1日、10月30日、11月24日)、台湾銀行本店総務部長発台湾銀行東京総支配人宛 (1919年8月29日)、内田外相発本田在雲南事務代理宛 (1920年1月28日)、本田在雲南事務代理発青木秘書官宛 (1920年2月4日)、『雑件』雲南。

いた。そして同支店から湖北省财政厅と米国系銀行である友華銀行 (Asia Banking Corporation) との間で100万米ドルの借款交渉が進行中であり、この借款は「北京政府依頼ニ基クモノ」との情報が横浜正金銀行本店に寄せられた。友華銀行は1818年6月にアメリカ本国の主要12銀行の出資により資本金額400万米ドルで設立された米国銀行による連合銀行であり、中国における米国系金融機関としてはナショナル・シティ銀行の子会社であった花旗銀行 (International Banking Corporation) に次ぐ有力銀行であった。同時に湖北省駐在の中村修漢口領事代理からも、台湾銀行への借款申し入れと「同一ノ額ヲ当地米国友華銀行へ持ち込ミ居リ...既ニ数日前右米国側ノ契約成立シ約半額ノ払渡ヲ受ケタルニ付今回申込ミノ分八取消タク」と台湾銀行への申し入れの解消通告があったことが外務省に打電された。台湾銀行も「湖北省借款ノ件亜細亜銀行団ト百万弗借款成立セシニ付断リ来レリ斯クシテ合衆国力湖北省ト親密ヲ加フルコト将来日本ノ為メ大ナル損失」としていた。こうした状況の変化は外務省の対応を一変させ、台湾銀行への借款申し入れについて「其使途ニ関シテハ問題トスヘキモ此際米国側ヲシテ之ニ応セシムルコトハ当地支那官憲トノ将来ノ関係上面白カラサルニ付表面且ツ直接政費ニ供スルモノニアラサルヲ幸ヒ之ニ応スルヲ可トス」と台湾銀行に指示した。同時に横浜正金銀行を通じて湖北省政府に友華銀行との借款成立に関する抗議を申し入れさせた。1918年3月に横浜正金銀行は湖北省長を債務者として日円50万円および漢口通用銀50万円の湖北省政府借款を供与していた。この借款契約の付帯利権として横浜正金銀行には湖北省に対する借款優先権が与えられていた。友華銀行との借款契約はこの優先権を侵害したもとして横浜正金銀行は契約破棄を湖北省政府に対し要求する一方で同行漢口支店に申し入れのあった200万円借款の付帯利権として象鼻山鉞山の開発権および湖北省の造幣用銅の一手販売権を要求した。こうした横浜正金銀行の強硬な要求に湖北省政府は態度を硬化させ、横浜正金銀行のみならず台湾銀行との借款交渉も結果的に破棄されることとなった⁴⁴⁾。この一連の交渉が行われた1919年7月という時期は、この前月28日にベルサイユ会議に出席した中国代表団が条約調印を拒否し、五・四運動が最高潮に達した直後の時期に該当する。こうした中国全土に拡大し、展開された排日ナショナリズムの高揚の渦中で、日本政府や横浜正金銀行など日系銀行の強硬な要求を受け入れる余地はそもそも湖北省政府の側には存在しなかった。

1919年9月の福建财政厅の借款申し入れは林熊祥が仲介した借款案件であった。林熊祥は対岸の福建省、広東省にも事業を展開する台湾有数の資産家であった林本源家の出身で、華南銀行の総経理であった林熊徴の実弟であった。借款金額は30万円ないし50万円であったが、その

44) 長野朗『支那を舞台の列強資本戦』。坂上書院、1938年、195ページ。「湖北省政府借款契約書」(1918年3月29日)、「湖北省政府借款要項」(1919年7月16日)、内田外相発中村漢口領事代理宛(1919年7月18日)、横浜正金銀行漢口支店発横浜正金銀行本店宛(1919年7月18日、7月24日)、中村漢口領事代理発内田外相宛(1919年7月21日)、台湾銀行漢口支店発台湾銀行本店宛(1919年7月21日)、中村横浜正金銀行副総支配人発内田外相宛(1919年7月26日)、『雑件』湖北。

付帯利権として福建省の所有であった福建省銀行に対し台湾銀行が出資をして日中合弁とした上で、この合弁銀行に通貨券券権および福建省官金取り扱い権が付与されていた。しかし、借款の用途名目が政治費とされており、原内閣の借款政策や中国の政治的状況から外務省が承認すべくもなかった。実際に「此ノ如キ形式ニテハ到底承認シ難キ」と不承認であった⁴⁵⁾。また、同じ9月に中国交通銀行九江支店から40万円の借款申し入れがあった。用途は同支店の営業資金とされていたが、実際には同支店から江西財政庁への融資が計画されていた。つまり、この借款は中国交通銀行九江支店をトンネルとする実質的な政治借款であった。この申し入れも外務省から不承認とされた⁴⁶⁾。

1920年7月には李根源瓊崖鎮守使により16万広東毫子の申し入れがあった。李根源は旧中国同盟会で蔡鍔や唐繼堯と共に新軍を率いて武昌蜂起に呼応して雲南独立を宣言し、蔡鍔都督の下で副都督に就任した国民党政学会に属する有力な政治家であった。しかし、南韶連鎮守使に就任していた1920年2月に広東軍政府参謀部長の李烈鈞と対立し、3月に瓊崖鎮守使に転じていた。この借款の用途は海南島海口市の道路修復と港湾護岸修築費が予定されていた。台湾銀行が本格的に海南島に進出するのは1939年3月の海口支店の開設以降であり、この時期には海南島に営業基盤を有していなかった。このため営業活動に直接的に関係を有さない海南島への借款供与に台湾銀行は消極的であった。しかし、海南島を軍事的拠点としインドシナ半島への勢力拡大を意図した陸軍台湾軍は「此際投資ヲ決行シテ海南島ニ拠点ヲ設クルハ仏領印度支那方面ニ發展スル順路ニシテ乗スヘキ好機」として、台湾銀行に借款供与を働き掛けた。しかし、最終的には外務省が「政費ニ流用セラルル虞アルニ於テハ承認シ難キ」としてこの借款も実現しなかった⁴⁷⁾。また、9月の粵（広東）軍から台湾銀行汕頭支店に30万汕頭ドルの借款申し入れがあった。しかし、これもまたその用途が軍費に擬せられていたため、外務省は台湾銀行に対し「体ヨク謝絶ノ事」と指示している⁴⁸⁾。

このように台湾銀行に申し入れられた借款案件は、台湾銀行が営業基盤を有する広東省、福建省を中心する華南地域にその大半が集中していた。1920年9月に北京政府から申し入れられた100万円借款はその点では例外的な事例であった。これは靳雲鵬内閣の財政総長であった周自齊から大倉組を仲介として申し入れられたものであった。借款の用途は北京政府の財政費の補填であり、台湾銀行の営業地域における政治勢力が広東軍政府であったことを考慮すれば、台湾銀行がこの時期に北京政府に対し借款供与を行なう余地は営業上からもあり得なかった。

45) 涂照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会、1975年、418-420ページ、424ページ。「福建省財政庁借款要項」、『雑件』福建 2。

46) 「九江交通銀行借款要項」、『雑件』銀行 2。

47) 「海南島李根源借款要項」、陸軍台湾軍参謀長陸軍参謀本部次長宛（1920年3月9日）、『雑件』広東 3。

48) 台湾銀行東京支店「支那粵軍借款申込ノ件」（1920年9月20日）、『雑件』広東 4。

台湾銀行は外務省に対し「政府ノ意向承知シタキ」と問い合わせを行なった。周知のように、周自齋は熊希齡内閣に交通総長として入閣して以降、財政総長や中国銀行総裁を歴任する旧交通系の中心的政治家であった。また、伍廷芳駐米公使の書記官として官界入りした経緯から、周自齋は比較的親米的な政治家と見做されていた。このため外務省も周による台湾銀行への借款申し入れの真意をつかみかねており、「目下ノ事態ニ顧ミ本件ノ如キ明白ナル政費ノ借款ニ応スルハ面白カラサルノミナラス現政府就中財政総長ノ態度ハ今暫ク見極ムルノ要アルニ付政府ハ之ヲ支持スルノ意嚮ナキ」として不承認を回答した⁴⁹⁾。

1920年11月には汕頭堤工局を通じて陳炯明から借款申し入れがなされた。中国同盟会出身の陳炯明は第3革命後に越軍総司令として福建に駐屯していたが、20年9月に広東に入城し広東軍政府を支配していた政学会の岑春煊や広西軍閥の莫榮新らを駆逐する。そして、自ら広東督軍に就任すると広東省の内政改革に着手し、その一環として汕頭港の築堤を計画した。汕頭港は大阪商船会社や日清汽船会社の航路寄港地であったが、「従来海岸ニ於ケル諸種ノ設備ハ悉ク外国人ノ占有スル所トナリ地理上最モ關係深キ本邦人船舶埠頭倉庫等通商發展ニ必須ナル何等ノ設備ヲ有セス欧米人ノ立場ニ比シ甚タ遜色アリ」とされていた。そのため汕頭港の築堤計画を知った市川季作汕頭領事は劉志陸堤工局長に対し借款の斡旋を申し出る一方で竹藤峰治台湾銀行汕頭支店長に対し堤工局へ新規埋立地の譲渡を申請させた。これに対し劉志陸は借款供与を条件として台湾銀行に築港後の最優良地の提供を約束した。これが陳炯明広東督軍による借款申し入れの背景であった。この汕頭港湾施設に関する日本側の期待は大きく、若宮貞夫通信省管船局長は「同港築堤工事完成ヲ告ケタル上貿易上必要ナル諸設備ヲ為シ得ヘキ土地ヲ我國ニ於テ獲得スルコトヲ得ハ南支那ニ対スル通商貿易上裨益セラルヽ所少ナラス」と述べた。ところが台湾銀行本店は日本本国における金融逼迫を理由に突如借款供与および港湾用地買収の中止を堤工局に通告した。この時期は第1次大戦ブームが終息し戦後恐慌が進行しつつある時期であった。日本銀行の一般貸出高が急減する信用収縮の結果、銀行の預貸率は悪化し貸し出し超過となる銀行が続出していた。台湾銀行は第1次大戦期に預金量を急増させたが、その内実は台湾および対岸業務の結果ではなく、日本本国支店の吸収した同業者定期預金であったことはすでに波形昭一の指摘した点である⁵⁰⁾。それゆえ戦後恐慌期の金融逼迫に起因する預金引き揚げは台湾銀行の預貸率の悪化を深刻なものとしていた。台湾銀行はコールマネーの吸収、すなわち本国の短期金融市場からの調達資金に依存することで、財務構造に内在する脆弱性を糊塗していた。しかし、こうした資金調達も本国の金融市場の収縮が一層進行すれば困難にならざるを得ない。台湾銀行の財務構造で過度に高い固定貸率の要因を全て中国債権の不良化に還元することはもちろん適切ではない。しかし、それが大きな要因の一つとなったことも間違

49) 内田外相発小幡中国公使宛（1920年9月15日）、『雑件』北京政府 3。

50) 波形昭一『日本植民地金融政策史』早稲田大学出版部、1985年、490ページ。大島清『日本恐慌史論』東京大学出版会、下巻、1955年、110ページ。

いない。こうした財務構造の悪化に直面した台湾銀行が新規借款供与の抑制と土地収買の中止を決定したことは銀行資本として当然の経営判断であった。しかし、こうした台湾銀行の行動は「右土地獲得八何社何人タルヲ問ハス之ヲ本邦人ノ手ニ収メ以テ将来発展ノ地歩ヲ造ラントスルモノニシテ折角好都合ニ進捗シツヽアル際トテ単ニ支那側ニ対スル違約ノ責ノミナラス折角ノ好機ヲ失スル遺憾ノ極ニ有之候」と強く批判されることとなった。但し、この汕頭港の築港事業は孫文および広西軍閥と陳炯明との間に勃発したいわゆる粵桂戦争に際して堤工局長の劉志陸が汕頭から逃亡することにより頓挫する結果に終わった⁵¹⁾。

IV おわりに

1916年6月の袁世凱の死去の後、北京政府の実権を掌握したのは国務総理に就任した段祺瑞であった。北洋軍閥の安徽派に属する段祺瑞は、対ドイツ参戦問題をめぐり国民党系議員や西南軍閥と対立すると、1918年に臨時参議院を召集し段祺瑞政権を支持する安福倶楽部を多数派とする新国会を成立させた。これに反発した国民党や西南軍閥は広東軍政府を設立し、中国内政における南北対立の構造が形成された。寺内内閣は、第2次大隈内閣の軍事力を背景にした強硬な中国政策から経済的介入を通じて中国における日本の影響力の強化と権益確保を図る方向へと中国政策を転換した。段祺瑞政府に供与された西原借款に代表される巨額な借款供与である。日本は第1次大戦期における対外金融構造の好転による資金余力を基盤にそれが可能な状況にあった。こうした寺内内閣における中国政策の転換と段祺瑞政府への積極的介入方針は、他面で段祺瑞政権討伐を軸に国民党と西南軍閥により成立した広東軍政府への敵対的立場を意味した。1917年7月に寺内内閣は援段政策を決定するが、これの基づき外務省は南方派による日本政府への借款、兵器の斡旋を拒否し、民間からの供与も承認しないこと、南方派に日本の資金的援助を期待させる言動を与えないことなど、公的な「南北妥協」表明とは異なる内部方針を確認していた⁵²⁾。

西原借款の供与主体であった特殊銀行シンジケート団の一員であった台湾銀行は、他方で広東省、福建省など対岸地域への金融的進出を設立当初から目途していた。寺内内閣期の台湾銀借款および不実現に終わった借款交渉の過程から、日本の中国政策と調整を図りながら華南地域における銀行業務の拡大と金融的支配を拡大しようとする台湾銀行の二律背反的な活動実態が明らかになる。

寺内内閣の借款政策を軸とする段祺瑞支援政策は第1次大戦の間隙について中国に対する列強の協調的枠組みを打破しようとする点にあった。しかし、1918年9月に成立した原内閣は、

51) 藤田広東領事発内田外相宛 (1920年11月15日)、市川汕頭領事発藤田広東領事宛 (1920年11月23日)、若宮通信省管船局長発芳沢外務省亞細亞局長宛 (1921年2月14日)、『雑件』広東 3。

52) 俞辛焯『孫文の革命運動と日本』六興出版、1989年、290-291ページ。

寺内内閣の中国政策が大戦終結後の中国をめぐる国際環境で日本を孤立させること、さらに中国国内で反日運動をさらに激化させること、これらを理由として中国政策を転換させた。南北対立の解消と平和的統一を基本方針とし、借款方針も北京政府中心主義から修正される。しかし、南北中立方針は台湾銀行の華南地域における投資環境を必ずしも好転させることにはならなかった。第1次大戦の終結により中国問題は再び列強争覇の国際問題となり、日本は国際関係から借款政策の規制を受けることとなったからである。台湾銀行もまたそれまでの借款債権が不良化する一方で反動恐慌以降の金融市場の逼迫から新たな投資余力を喪失していた。こうして日本の中国政策、ワシントン体制に帰結する国際環境、そして何よりも台湾銀行の財務構造の悪化により、原内閣期以降では既存債権の回収に専念せざるを得ないこととなった。

台湾銀行は対岸の福建省、広東省を中心に地方政府への借款供与を行い、地方政府財政にコミットすることで日本円銀および発行支払手形の流通拡大を企図していた。華南地域の流通手段を日系通貨にリンケージさせることで金融市場支配を確立し、その流通地域を拡大させることを通じて東南アジアへの経済的進出を図る戦略であった。第1次大戦によるブームは資本輸出余力を生じさせた一方で、中国内政の南北対立と日本の援段政策の展開により台湾銀行の借款方針は制約されることとなった。その営業基盤である華南地域は日本の中国政策と対立する南方派の拠点地域となり、台湾銀行固有の営業政策による借款方針と国策的な借款方針との間に矛盾を内在することとなった。第1次大戦期の台湾銀行の資本輸出活動は投資主体別で見ると相対的には積極的な役割を果たしていた。しかし、個別の借款交渉の過程を検証してみると、台湾銀行固有の営業政策や戦略的目標と日本の中国政策あるいは中国をめぐる国際関係の矛盾のなかで、その実態としては本来の戦略的目標であった「南進」構想から乖離した資本輸出を展開せざるを得なかったと総括することができる。